

第一節 戦後の諸改革

1 新憲法の発布

第二次世界大戦に敗れた日本は、早速それまでの明治欽定憲法を廃止して、新しい憲法制定を手掛けなければならなかった。そこへ連合国軍最高司令官総司令部（G・H・Q）より、早急に憲法改正を考慮すべき旨の指令があったので、政府は憲法調査会を作って草案を作り提示した。しかし、G・H・Qはこれに不満を示し、昭和二十一年二月みずから案を起草して政府に示した。諸般の情勢から、政府はこれをもとにして憲法草案を作って議会にかけ、若干の修正をして成立させた。

新憲法は同年十一月公布、翌二十二年五月三日より施行となった。

この成立過程から見ても明らかなように、新憲法はG・H・Qの草案によって出来たものである。従って、日本の軍国化と封建的体制打破のための内容が徹底して折り込まれている。そしてそのことが、その後我々の生活に密接に関わりをもつことになるのである。

住民投票

新憲法の特徴の第一は、何といっても主権在民をうたったことである。明治憲法時代の天皇主権を否定し、「主権の存する日本国民」と第一条に明示した意義は重い。

主権者である国民は、選挙を通じて政治活動をする原則に立った。つまり国会議員を選挙し、衆議院・参議院に代表を送る形で国政に参加すると同様に、各自治体における長、議会議員も選出し、それによって地方政治に参加した。この選挙については、公職選挙法で定められているが、それまでのものと大きく異なるのは、婦人に

も男子同様の選挙権並びに被選挙権が与えられたことである。これによって、各町村の有権者数が大巾に増加したことは当然である。第1表は、昭和二十九年から同五十年までの白鷹町における有権者数を示すものである。

第1表 白鷹町有権者数

年度	有 権 者		
	男	女	計
昭和29	6,794	7,673	14,467
30	6,867	7,745	14,612
31	6,988	7,944	14,932
33	6,932	7,882	14,814
34	6,952	7,915	14,867
37	6,877	7,885	14,762
38	6,714	7,725	14,439
40	6,627	7,570	14,197
41	6,513	7,318	13,831
42	6,615	7,446	14,061
43	6,625	7,392	14,017
44	6,731	7,513	14,244
45	6,669	7,421	14,090
46	6,652	7,415	14,067
47	6,743	7,420	14,163
48	6,744	7,389	14,133
49	6,727	7,396	14,123
50	6,747	7,365	14,112

婦人の有権者によって、白鷹町の有権者数も倍

増したわけで、候補者にとっては、婦人層の支持を獲得することが当選するために不可欠の条件となり、それだけ婦人にとっての問題が政治の問題になり得ることにもなった。そればかりでなく直接婦人が議員に立候補することも出来るようになった。当地方に於いては、昭和二十一年四月十日の衆議院議員選挙で、米山文子が四八、九二二票を獲得して当選した。このときは二名連記であつ

たので、婦人は婦人へという意識がはたらいたことは事実であろう。また大高逸子は最初の公選県教育委員に当選、又、荒砥町長岡静子・斎藤きぬは、荒砥町会議員に当選して初の婦人議員となったのである。

このように、選挙を通して一般国民が政治に参与する他、直接政治へ意志を繁栄させ得る場もつくられた。最高裁判官適格審査の国民投票や、地方自治における住民投票である。住民投票の例としては、荒砥町の自治体警察の存廃に関するそれがある。荒砥町議会では存置することを決定していたが、最終決定を住民投票に委ねたところ、議会の決定とは逆に廃止することになったもので、住民の意志が直接政治に反映した良い例である。



第1図：投票風景

人権擁護委員の委嘱

新憲法の大きな特徴のもう一つは、基本的人権の尊重にある。憲法の条文を見ると、

第十一条国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

このように憲法上明瞭に義務づけられた人権尊重も、実生活の面では守られないことがしばしばあり、ここに人権侵害問題が生じてくる。昭和二十二年政府はそうしたことを考慮して、法務省内に人権擁護局を設置し、同二十四年にはその協力者として民間人からなる人権擁護委員制度を新設した。これは世界にその例を見ない日本独特の制度で、白鷹町では昭和二十五年に、一名が法務大臣から任命されている。現在までの委員名は、第2表の通りである。

家制度の崩壊

新憲法の第三の柱は、個人の尊重であった。従って、平等な個人の価値に立脚しない家制度は否定され、婚姻も亦、「両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」とされた。このことは、家族生活が、家長を中心とする抽象的な家の制度ではなくて、個人としての夫と妻の協力による婚姻生活であること、そしてその婚姻生活は男女の合意によってのみ成立し、家長といえどもそれを否定することはできないことを規定したもので、家制度に代って

第2表 人権擁護委員名簿

委員	地区	任期
鈴木茂	荒砥	51・1・1 ↓
金田辰馬	畔藤	38・1・1 ↓ 50・12・31
奥村一郎	荒砥	35・9・1 ↓
丸川長八	横田尻	35・9・1 ↓
長岡規矩雄	荒砥	25昭和 12・1・1 ↓ 35・8・31

(山形地方事務局米沢支局調)

在は、制度以外に血のつながりを大事にする配慮も欠かせないのかも知れない。

2 農地改革

戦後の日本の民主化の柱は、地主制度の打破にあった。そこで、当時の幣原内閣は、農林省に命じて、農地制度改革に関する草案をまとめさせ、閣議で修正の上、「農地調整法改正法律案」として第八十九議会に提案した。農林省原案は、戦前の日本では想像もできなかった地主の土地所有に制限を加えたもので、画期的な案と見られていた。これが閣議で地主に有利な修正がなされて提案されたが、当時の議会は地主色が強かったから、その修正案さえも廃案に追い込まれそうになっていた。どこへ、G・H・Qから「農地制度改革に関する覚書」が出されたので、やむなく原案を更に修正し、地主の保有面積を五町歩以内とすること、市町村農地委員会に三人の官選委員を加えることなどの、地主側に加担した案にして議会を通過させた。昭和二十年十二月である。

新しく夫婦中心のものになった。

憲法のこの趣旨に沿って戸籍簿も変り、結婚すれば、親の籍から抜け、新しく自分の戸籍をもつようになった。

家族の一人一人が人間として平等であり、長子の権限が特に強いということもなくなって、子ども達が一人一人同じ権利をもつようになったことから、相続の形態なども以前と異なってきた。しかし、長い年月にわたって滲みついた家制度の考えは、一朝一夕には変えられず、過渡期である現

これを見ていたG・H・Qは、政府に覚書を送り、農地改革についての計画書提出を命じた。そこで政府は、先に議会を通過した改正農地調整法を提出したが、封建的な地主制打破こそが日本民主化の根幹と考えていたG・H・Qにとって、それは余りにも地主的法律であるとして拒否された。そればかりでなく、逆に「農地改革覚書案」を勧告の形で手渡され、時の吉田内閣はその勧告に従った「自作農創設特別措置法案」と「農地調整法案」を作成、無修正で議会を通過させた。結局、農地改革も日本人みずからの手で行うことができず、G・H・Qの手にかかったわけである。

こうして出来上った農地改革の骨子は、

- (1) 不在地主の所有地、在村地主の所有する小作地で、内地平均一町歩、北海道では四町歩を超える分、および、自作地と所有地合計が内地で三町歩、北海道で一二町歩を超える分の小作地が、強制買上げの対象となる。
- (2) 自作地は原則として強制譲渡とはならないが、請負小作地や不耕作地は全面的に買収可能となった。
- (3) 土地の買収・譲渡は、市町村農地委員会が当り、その構成は地主二、自作三、小作五の割合とした。
- (4) 土地取上げを制限し、新たに最高小作料率を定めた。すなわち、田では総収穫代金の二五パーセント、畑では主作物代金の一五パーセント以下とした

〔『日本の歴史』
中央公論社〕。

これにより、各町村農地委員会は、昭和二十二年三月から農地買収を始め、ここに名実共に日本の地主制改革が手掛けられることになった。第3・4表はそれによって自作、小作の状態がどう変ったかを示すものである。

全国的に見ても、農地改革によって小作人は解放され、自作農創設が急速に進んだことが分る。それによって農村の貧富の差が大巾に縮められ、生活向上も著しいものがあつた。

3 教育制度の改革

農地改革についての白鷹町の状況は、本章第二節で詳述する。

第4表 自作・小作別
耕地面積の変化

自作地 五三・八%	小作地 四六・二%	(改革前 昭和十六年)
自作地 八七・〇%	小作地 一三・〇%	(改革直後 昭和二十四年)
自作地 九四・七%	小作地 五・三%	(その後 昭和四十年)

(日本国政図会、一九七一年版による)

第3表 自作 小作別農家
数の変化

自作 八〇・一%	自作 五七・一%	自作 三〇・六%	自・小作 四〇・九%	小作 二八・五%	(改革前 昭和十六年)
自・小作 一七・九%	自・小作 三五・一%	自・小作 四五・九%	自・小作 四五・九%	小作 二八・五%	(改革直後 昭和二十四年)
自・小作 一七・九%	自・小作 三五・一%	自・小作 四五・九%	自・小作 四五・九%	小作 二八・五%	(その後 昭和四十年)

(日本国政図会、一九七一年版による)

戦時教育 体制の終止

第二次世界大戦で無条件降伏した日本に対し、連合軍は教育制度を改革すべく、矢継ぎ早に指令を発した。すなわち、昭和二十年十月二十二日、日本教育制度に対する管理政策を指令し、戦時教育体制を終止させ、新たな教育の方向を指示した。その指示により、次のような処置がとられた。

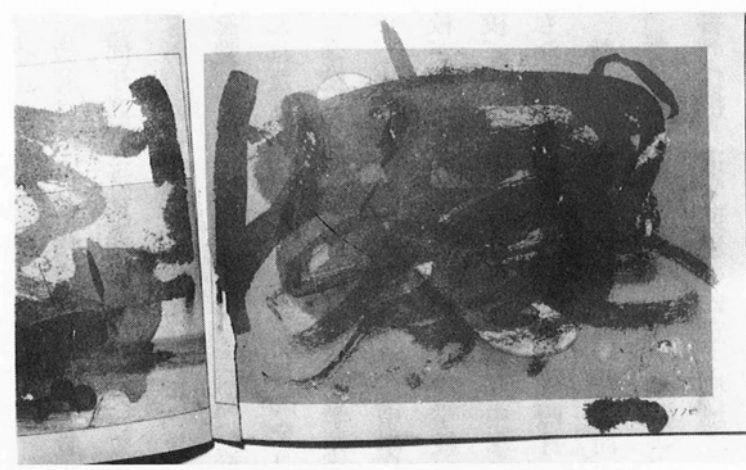
軍国主義及び極端な国家主義的イデオロギーの普及を禁止し、軍事教育の学科及び教練はすべて廃止された。そのために、それに該当する思想をもつとみられた職業軍人、軍国主義の信奉者などは、教育関係公吏として不

適当とみなされ罷免された。更に昭和二十年十月三十日には、「教員及び教育

関係官の調査、除外、認可に関する件」の指令を発し、教員になろうとする者は、各県毎に設置した教員適格審査委員会の審査を受け、それに合格しなければならなかった。こうして、連合国側は軍国主義や国家主義者が教育界に入ることとを極力嫌ったのである。そればかりでなく二十年十二月三十一日には、「修身、日本歴史及び地理の停止に関する件」を指令して、そのような主義主張が多く盛り込まれていると考えられる教科目の停止を指令したのである。差し当り使用する教科書の記述内容のうち、不穏当と思われる箇所は墨で塗り潰すよう指示があり、あちらこちらを塗り潰された教科書を使った。

教育基本法・学 校教育法の制定

越えて二十一年三月、アメリカから教育使節団が来日した。G・H・Qはその報告書の趣旨を発表、それに従って日本の教育制度改革を指令した。



第2図：墨塗り教科書（初等工作—飛行機の翼に日の丸が見える）

政府はそうした指令に基づき、教育制度改革に着手し、昭和二十二年三月三十一日、先ず教育基本法を公布、ついで同年四月一日学校教育法、続いて五月二十三日同法施行規則を制定し、戦後の新学制が発足した。

教育基本法は、その第一条に「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と目的をうたっている。そうしてその目的を、学校教育法で具体化した。

学校教育法の中に規定された学校体系は、所謂六・三・三・四制で、小学校六ヶ年、中学校三ヶ年、高等学校三ヶ年、大学四ヶ年の制度となり、中学校までの九ヶ年が義務教育となった。中学校は、以前の高等小学校、実業補習学校が編入されたものである。中学校以上の学校はそれまでの中等学校以上のものと区別するため、新制中学、新制高校、新制大学と呼ばれた。新制中学は、小学校同様、全国の市町村に設置することを義務づけられたので、準備期間もなく、あわただしく二十二年四月から発足し、新制高校は翌二十三年四月の発足となった。

教 育 委 員 会

戦後の教育行政面で大きく変わったことは、各市町村及び県に、教育委員会が設けられたことである。戦前の学務委員とは異なり、巾広い権限をもち、学校の管理運営、教育機関の設置廃止、教科書の採択、通学区域の設定、校地、校舎、設備、社会教育、教育予算の編成及び執行、教育事務のための契約、教育に関する調査統計等で、予算の決議以外の教育関係一切の事が行なわれるようになった。

この教育委員会は、昭和二十三年公布された教育委員会法によって設けられたもので、委員の中の一定数は住民の選挙によって選ばれることになっていた。この法律により早速県教育委員の選挙が実施され、松沢靖介・加藤健・杉山哲也・大高 逸・田中せき・日野良太郎が選ばれ、県議会から大山不二太郎が選出され、最初の山形県教育委員会が組織された。

この段階では、市町村教育委員会は組織されなかった。しかも、教育委員会法の一部を改正する法律案が議会上に上程されておいた。ところが昭和二十七年八月二十八日、突如として衆議院が解散され、教育委員会法改正案は審議未了となったため、それまでの委員会法によって、十一月一日まで市町村教育委員会を組織する義務を負わされ、急遽選挙の運びとなった。市町村毎に教育委員会を設けることは、町村民の意識の上からは相当無理があった。そこで県教育委員会では啓発運動を展開し、次のような印刷物を関係方面に配付した。

教育委員会法の一部を改正する法律案の審議未了により市町村教育委員会設置のためにその委員の選挙が県教育委員会委員の選挙と共に来る十月五日実施されることになった。

教育委員会制度は教育行政が公正な民意により教育が不当な支配に服することなきよう地方実情に即して行われるために設けられるものであることを市町村民一人一人まで理解されるよう本運動を展開せんとするものである。

このちらしの通り、昭和二十七年十月五日、第一回町村教育委員会委員の選挙が行なわれた。

教育委員には町村会議員からも一名選出され、五名が構成員となった。昭和二十三年四月一日から、荒砥中学校と十王中学校が統合し、組合立中学校となったため、組合の教育委員会が別に構成され、構成員は荒砥町、十王村の教育委員会から芳賀・長岡両委員及び小林・横山両委員が選出され、それに組合議会議員から一名選出されて、町村教育委員会同様五名で運営された。

教育委員会教育長には各町村の助役や小学校長が兼任したところが多く、これを見てもにわかづくりの教育委員会の実態がうかがわれる。

昭和二十九年、町村合併によって白鷹町が誕生すると、町村合併促進法により教育委員会委員定数は公選による六人、任期は昭和三十年四月三十日までとなった。

昭和三十一年になって教育委員会法は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって改正され、教育委員の公選制が廃止されて、地方公共団体の長が委員を任命する制度に切り換えられた。さきの教育委員会法が制定されたときのねらいは、第二次大戦前の文部省中心の中央集権的教育行政を改め、戦後の教育行政の地方分権化、民主化、自律化をねらいとした制度であったが、僅かの期間で、公選制が任命制に切り換えられた。その理由は、教育行政がいずれの政党にもかたよらず、中立的な立場で行なわれるのが望まれたからであるが、当時、それによって教育行政民主化の意図が大きく失われるとする反論もあった。そのような情勢の中で、町村合併によって一つになっていた本町の教育委員は、白鷹町長より任命となった。任命制以後就任した委員は、第5表のとおりである。

第5表 教育委員名簿

教 育 委 員				教育長
大滝和吉	安部 四良	芳賀幸右衛門	奥山 源内	菊地 秀夫
○菅 亮一	高橋 長助	○多田 久男	中嶋 政雄	丸川雄二郎
	○小松 一郎		○吉田 長太	佐藤 彰容
			○印 現 職 (昭和五十一年五月現在)	○横沢 史郎

父母と教師の会

(P・T・A)

P・T・A
という言葉

葉が使われだしたのは、第二次大戦後の昭和二十一年からである。Parent-Teacher Associationの略で、日本語に訳せば父母と教師の会となる。今では最早日本語化してしま

って、全国何処へ行っても通用する言葉となった。それというのも。全国の小・中・高校の殆どすべてにP・T・Aが組織されているからである。

P・T・Aの組織が始まったのは、昭和二十二年からである。それより先、二十一年三月にアメリカ教育使節団が来日、教育事情視察の上G・H・Qに提供した報告書に基づく総司令部の指示により、文部省が二十二年三月に「父母と教師の会―教育民主化のために」という手引書を作成の上、各学校に配付した。加えて同年四月極東委員会が、速やかにP・T・Aを組織するよう政府に勧奨したこともあって、一年後の二十三年四月には早くも組織率八二パーセントにまでなった。

このように、P・T・Aは連合軍の指示と勧奨によって結成されたものであるが、これに類したものが全然なかったわけではない。以下、P・T・A以前の父母と教師の会的なものと、P・T・Aが具体的にどんな活動をしてきたかをみよう。

(1) P・T・A以前の父母と教師の会

蚕桑小学校には戦前母姉会や父兄会などがあり、年間二回ほど学校に集まり、授業参観をしたり、学校側と子どもの教育について語り合っていた。このような会は、その名称は異なっているけれども、恐らくどの学校にもあったものである。この会は組織だったものでもなく、予算をもってもいないので、会独自の事業などはなかった。蚕桑小学校のこうした会の始まりは、明治四十年十二月十六日発会の「横田尻小学校母の会」が最初のように、発会当初二〇〇名の会員を擁したという。年二回の総会を開き、授業参観や学校と家庭の連絡などについて語り合っている。

終戦直後の昭和二十一年、荒砥小学校に父兄会が誕生した。名称は「荒砥町国民学校父兄会」で、長岡規矩雄を会長とし、生徒の保護者全員が会員となり、月一円の会費を納入した。この会費は、「児童のためにより環境を作り、教育の効果を上げるための教育施設や学校運営などについて協議し後援する。」ために使われた。つまりこ

の会は、組織と予算を有していたのである。これなどはそのままP・T・Aに移行できるものであっただけに、校長江口庄蔵氏はじめ関係者の識見の程がうかがわれて意義深いものがある。

(2) **P・T・Aの活動**

P・T・Aが結成されたのは、東根小・中学校、荒砥中学校が昭和二十二年七月十四日、蚕桑小・中学校七月十五日、萩野小学校七月十七日、白鷹中学校が七月二十九日、鮎貝小・中学校七月三十日、荒砥小学校八月八日と、その年の二学期開始までには大方の小・中学校に組織されていた。中山小学校は十二月二十三日でおそく、荒砥高等学校は二十三年七月十四日であった。

こうして白鷹町内の各学校は、逸早くP・T・Aを組織したが、活動内容からみると、アメリカのものとは別に、学校の後援会的色彩が強く、児童・生徒の保護者は義務加入の形でありでなく、十王地区のように児童のいない家も全戸会費納入となっているところもあつた。そうしないと児童数の少ないところでは、維持できないからである。

具体的な活動例をあげれば、奨学のために、P・T・A賞を授与したり、学校の大掃除をやったり、教具・教材・校具を寄附したりというが多かつた。そのような資金援助、労力提供など後援会的なところが多く、教師と保護者の有志が、対等の立場で子どもの補導に協力すること、そのために必要な子どもの生活環境の改善に当たること、それらの活動の基礎となる教師と父母の自己教育、相互研修を行なうことを目的としたP・T・A本来の姿とは、かなりかけ離れたものになっていた。

やがてP・T・Aのこうした後援会的活動に反省を示す動きがあらわれた。先ずP・T・A賞が廃止された。代りに、全員に入学記念や卒業記念の品物を贈るようになった。荒砥小学校P・T・Aでは昭和二十五年に、卒

業記念として柿の木を贈っている。

一方、研修活動も大きく取り上げられるようになり、講演会を開催したり、部落懇談会を開いて、父兄と子どもらの生活指導について語り合った。こうした動きは、早くは滝野小学校の二十三年頃から、一般には三十年前後からのようである。

こうして試行錯誤的などころがあったにしろ、次第に本来の姿に戻ろうとしていることは、常にP・T・Aの本質を見つめている証拠であろう。アメリカに生れたP・T・Aではあるが、日本に移入されて、やがて新しい型のP・T・Aが作り上げられるかもしれない。

(3) 白鷹町P・T・A連絡協議会（白P連）

白鷹町各校P・T・Aの連絡機関として、昭和三十年に組織された。各校から五名ずつ委員を選出し、会長一名、副会長二名、委員一四名、幹事二名の役員をおいている。所要経費は、生徒数に応じて単位P・T・Aで負担する。

この会の活動内容としては、町全体の教育上の問題点について研究協議し、関係当局に要望書を提出したり、あるいは会員の研修のため講演会を開いたりしたことがあげられよう。また年一回研究集会を開くことも大きな行事である。この研究集会では、毎年四分科会に分れて相互に研究しあうもので、大いに効果をあげている。

組 教 職 員
組 合

学校の教師が組合を組織して自分たちの生活防衛のために立ち上るなどということは、戦前にはとても考えられないことであった。終戦によって、それまでの束縛が解除されると、自由と責任に目覚めた教師たちは、危機に瀕した生活を立て直し、教育の民主化を推進して児童生徒の幸せをねがい、そこから、平和的で文化的な国家を打ち建てようと、教職員組合を組織した。すなわち、昭和二十一年二月十三日、

教育刷新委員会を結成して準備をすすめ、同月十五日校長会の賛同を得て発足することになった。

結成大会は三月六日、長井高等学校北校舎に於いて開かれ、山形県教職員組合西置賜支部が発足した。組合員数六一五名で、大会スローガンとしては、教育の自主権尊重、待遇改善などが掲げられた。初代支部長は佐藤三郎で、以後川崎良作、後藤信一、宮下博穎、菅亮一、高山勇、山口彦衛、蒲生直英と引き継がれてきた。この間、昭和二十二年二月一日のゼネストへ決意宣言のための郡大会を開いたり、破防法や教育二法案阻止斗争に立ち上るなど、政治的な活動もあったけれども、本来の生活防衛のための斗争も強力に推し進められ、それによって教職員の給与がある程度維持されてきたことは明らかであろう。

そうした所謂経済斗争、政治斗争とは別に、毎年自主的に開催してきた教育研究集会の意義も大きい。梓付けされた官製研究集会でなく、自ら考え、行動し、生徒と共に悩みぬいた中からの実践活動の報告は、毎年大きな感動を呼び起してきた。

上部機関として、県全体の山形県教職員組合（県教祖）、全国の日本教職員組合（日教組）がある。

尚、荒砥高等学校教職員は、山形県高等学校教職員組合（高教組）に所属している。組合結成当時は日教組傘下に入っていたが、昭和二十三年に給与問題などから脱退し、日本高等学校教職員組合（日高教）に加盟したが、日高教だけでは組織力が弱く、対政府交渉も効果的でないことなどの判断から、昭和四十四年十一月、再び日教組に加盟することになった。

4 地方自治の改革

選挙による住民の政治参加

戦後の民主化をすすめる政策の一つが地方自治の強化である。戦前まで強かった中央集権体制・官僚体制を打破して、地方分権を確立し、住民の意思が常に政治にはね返るようにより、住民は選挙という法で定められた手段で政治に参加することになった。すなわち、町村長及び議会議員を投票で選ぶことが出来るようになったのである。しかも重要なことは、任期半ばにして不相当と認められた場合は、法に定められた手続きをふんで、解職請求（リコール）も出来るようになったことである。

自治体の首長も、住民の投票で選出された。それまでは、各町村長は所謂名誉職で、それぞれの議会で選出されていたが、昭和二十二年四月の町村長選挙を皮切りに、四年毎に選挙が繰り返され、その度毎に過去の任期中の首長の業績が評価されることになった。

戦後最初の選挙の頃は、連合軍の監視が厳しく、戦前の軍国主義的思想の持主と見られた人は、「覚書該当者」として、一斉に公職から追放されていたから、首長選及び議会議員選に立候補する人は、覚書該当者でないことの証明書を添付した届書を提出しなければならなかった。

昭和二十二年四月の選挙で、現在と異なっていた点は、公務員が現職のまま議員に立候補出来たことである。だから学校の教師が村会議員であったり、郵便局職員が町会議員という例もあった。これは昭和二十四年六月の公務員法改正により取消され、該当者は議員を辞すことになった。

婦人の参政権については先に述べたが、全国的に見れば随分長い婦人参政権獲得運動の歴史の成果であろうが、地方的に見れば、敗戦によって連合国側から与えられたものであったから、婦人が投票権を持つことの意義の理解もさほどに深いものはなかったようである。地縁・血縁が政権に優先したのは婦人のみではないが、日の浅い

第6表 各種選挙における投票率比較 (白鷹町)

年 月 日	選 挙 名	投 票 率		
		男	女	計
昭和 29. 11. 5	町 長	93.3	94.7	94.1
30. 4 8	町議会議員	94.3	95.2	94.8
33. 5 22	衆議員議員	93.6	91.8	92.6
40. 7 . 4	参議員議員	85.5	83.0	84.2
45. 9 . 19	町 長	94.2	96.3	95.3
48. 10. 14	県 知 事	88.5	88.8	88.6
50. 4 . 27	町議会議員	93.0	95.0	94.0

選挙権であつてみれば致し方のないところでもあろう。

投票する気構えの見方はどうあれ、投票率は男子に比して劣るものではない。第6表の通り、町長・町議会議員選挙になると俄然高率を示すが、参議院選などになると、低下するのは、男女を含めて意識改革の必要があろう。

警 自 治 体 警 察

第二次大戦後占領軍は、日本民主化の一環として、中央集権的であつた警察制度を改め、警察権力の分散化を図り、昭和二十年九月二十二日「降伏後における初期の対日方針」の中で、その改革方針を明示した。

それに対し、日本政府は、同二十一年三月二十日、警察再編方式を発表したが、戦後の社会情勢、経済状況からみて、地方分権にはかなりの制約を受け、中央集権的にならざるを得なかつた。これを見て、総司令部はあらためて地方分権化を指示したので、政府は昭和二十二年十二月八日、新警察法を制定、自治体警察の発足に踏み切つた。

新警察法によれば、人口五千人以上の市街的町村は、その区域に於いて警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずるものと規定されていたので、山形県内では、四市二六町計三〇市町で自治体警察を設けなければならなかつた。この法でいう市街的町村とは、人口五千人以上で、中心的市街地に、農林漁業以外の人が約三分の一以上集住しているものを指していた。当時荒砥町は人口六、二〇六人で、石那田・馬場地区の人口密集度が法で示された枠に適っていたから、自治体警察として「荒砥町警察署」を設置することとなつた。

自治体警察の定員は八〇〇人に一人の割合と定められていたから、荒砥警察署は署長渡部富蔵以下七名であつ

た。自治体警察の運営管理には、公安委員が当たった。委員長岩崎吉郎、委員大友惣八・芳賀作平の各氏で、昭和二十三年一月三十一日、議会の承認を得て町長から任命された。

荒砥町警察署の発足に伴い、新警察庁舎の建築が手掛けられ、荒砥町馬場東町に総工費一三万円余で竣工の運びとなった。ところが、昭和二十七年警察法の一部が改正され、住民の意向によって自治体警察の存廃を決することとなり、同年十月二十五日住民投票が行なわれた。荒砥町議会としては存置することに決めてあったのだが、投票の結果は、存置二九六票、廃止一、八一一票と絶対多数で廃止することになり、昭和二十七年十二月三十一日付で荒砥町警察署は廃止となり、国家警察に編入された。

尚、国家警察は二十九年六月七日付で山形県警察と改正され、地方自治体と警察体制とが一致するようになり、荒砥警察署も山形県長井警察署荒砥警部補派出所と変った。